



新春の候、皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。本年も月ごとの最新トピックスをお届けします。

国内動向▶▶▶▶▶

① 化学物質審議に係る3省合同会合の開催（厚生労働省・経済産業省・環境省）

令和4年11月18日、「令和4年度第7回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会」、「化学物質審議会第222回審査部会」及び「第229回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会」の合同会合がオンライン形式で開催された。新たに残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）の附属書A（廃絶）への追加が決定されたこと等から、「ペルフルオロ（ヘキサシ-1-スルホン酸）（PFHxS）又はその塩」並びに「ペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分岐であって、炭素数が6のものに限る）又はその塩」について、化審法第一種特定化学物質に指定することが適当であると結論された。

[もっと詳しく☞](#)

[経済産業省（令和4年度第7回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会 化学物質審議会第222回審査部会 第229回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会【第2部】）](#)

② 「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」の対象物質を追加（厚生労働省）

厚生労働省は、安衛法に基づき強度の変異原性が認められた化学物質として、計33の新規届出物質を「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」に追加することを公表し、関係事業者団体への連絡が行われた。これらの物質については、製造、取扱いの際に、労働者への暴露を低減するための作業環境管理に係る措置や、ラベルの表示やSDSの交付による措置等を講じることが求められる。

[もっと詳しく☞](#)

[厚生労働省（変異原性が認められた化学物質の取扱いについて）（PDF）](#)

[厚生労働省（変異原性が認められた化学物質の取扱いについて 別添）（PDF）](#)

③ 労働安全衛生法改正に関するポータルサイトを公開（JNIOOSH）

（独）労働安全衛生総合研究所（JNIOOSH）は、労働安全衛生法の関連政省令改正による自律的な化学物質管理に関する情報を取りまとめたポータルサイトを開設した。

[もっと詳しく☞](#)

[JNIOOSH（「みる」化学物質の管理が変わります！）](#)

[JNIOOSH（「よむ」化学物質の管理が変わります！）](#)

海外動向▶▶▶▶▶

① 欧州 POPs 規則を改正（欧州委員会）

2022年12月9日、欧州委員会は、残留性有機汚染物質（POPs）規則の附属書IV及びVを改正する修正規則を官報公示した。ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類、ジコホル、ペルフルオロオクタノ酸（PFOA）及びPFHxSとその塩並びに関連物質に対し、廃棄物中の濃度制限が追加された。また、特定のPOPsに対する制限濃度がより厳しい値に変更された。本規則は官報公示の20日後に発効、2023年6月10日から適用される。

[もっと詳しく☞](#)

[EUR-Lex（REGULATION \(EU\) 2022/2400 of 23 November 2022）](#)

② 有害化学物質排出目録（TRI）に報告するPFASの閾値を引き下げ（米国EPA）

米国EPAは、有害化学物質排出目録（TRI）制度の報告対象であるポリ/ペルフルオロアルキル化合物（PFAS）について、“Lower thresholds for chemicals of special concern”の対象物質リストに追加する規則案を官報公示した。規則案に対する意見募集は2023年2月3日まで行われる。

[もっと詳しく☞](#)

[Federal Register（Vol.87, No.232）（PDF）](#)

③ CLP 規則改訂案の公表（欧州委員会）

2022年12月19日、欧州委員会は化学品の分類、表示、包装に関する規則（CLP規則）の改訂案を公表した。改訂案には、内分泌かく乱作用、PBT/vPvB（残留性・蓄積性・毒性/極めて高い残留性・蓄積性）、PMT/vPvM（残留性・移動性・毒性/極めて高い残留性・移動性）についてのハザードクラスの追加が含まれる。

[もっと詳しく☞](#)

[European Commission（Commission sets up rules to identify endocrine disruptors and long-lasting chemicals and to improve labelling）](#)

CERI業務リーフレット最新版のご紹介

今月号では、CERIで行う評価メニューのご案内として、最新版リーフレットをご紹介します。

➤ 消費者製品中化学物質のリスク管理評価



製品中化学物質のリスク評価に関する様々な支援を行っています。

【Contents】

- ① 消費者製品中化学物質のリスク評価
- ② オンサイトセミナー
- ③ 国内外のリスク評価の事例調査
- ④ リスク評価結果のレビュー
- ⑤ リスク評価結果を活用するために

➤ GHS 対応 SDS 作成



豊富な経験と実績に基づいて、貴社の SDS 作成をサポートします。

【Contents】

- ① 国内向け GHS 対応 SDS、ラベルの作成
海外向け GHS 対応 SDS、ラベルの作成
- ② GHS 分類に利用できる各種試験

【Topics】

化管法・安衛法改正に対応した SDS 作成支援業務を開始しました。

➤ (Q)SAR を用いた毒性予測



(Q)SAR や Read across 等による毒性予測を用いた化学物質の評価を実施しています。

【毒性予測の活用例】

- ・新規化学物質等の開発初期のスクリーニング
- ・毒性試験の実施が困難な物質（化粧品原料等）の評価
- ・農薬等の代謝物の評価
- ・医薬品中の不純物の評価
- ・許容量等の設定
- ・その他、データギャップの穴埋め

**CERI では化学物質に関するトータルサポートを行っています。
お気軽にお問い合わせください。**



お知らせ

○セミナー「変異原性不純物、ニトロソアミン類の許容量設定・情報収集と当局対応」(株)技術情報協会主催) https://www.gijutu.co.jp/doc/s_302113.htm

2023年2月開催のオンラインセミナーにおいて、本機構の林職員が講師を務めます。

日時：2023年2月15日(水) 10:00-12:00 (第1部)

題目：医薬品不純物の許容摂取量設定 ～AI設定の基本からリードアクロスによるニトロソアミン評価の最新状況まで～

受講を希望される方はこちらからお申込みください [セミナー申込フォーム](#)

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。



一般財団法人 化学物質評価研究機構

Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当：茅島、佐野)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp